

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
福祉電話事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会が行う福祉電話事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯のうち、安否確認が必要であり、かつ、事業の利用を希望するものとする。

(事業内容)

第3条 事業は、電話による安否確認を行うものとする。

2 前項に定める安否確認の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。

(申請)

第4条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、福祉電話事業利用申請書(第1号様式)に承諾書(第2号様式)を添えて社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その世帯の状況を調査の上、速やかにその可否を決定し、福祉電話事業利用決定通知書(第3号様式)又は福祉電話事業利用却下通知書(第4号様式)により前条の申請者に通知するものとする。

(届出)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉電話事業利用取下届(第5号様式)を速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 市内に居住しなくなったとき。
- (2) 第2条の対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。

(利用の解除)

第7条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことができる。

- (1) 前条各号の規定に該当するとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他会長が利用を不適切と認めるとき。

2 会長は、前項の規定により利用を解除したときは、福祉電話事業利用解除通知書（第6号様式）を利用者に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(切替措置)

2 この要綱施行の際、春日井市福祉電話事業実施要綱（平成14年4月1日施行）の規定により福祉電話を利用している者は、事業の利用を辞退する届出がなされない限り、引き続き事業の利用者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(切替措置)

2 この要綱の施行の際、変更前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会福祉電話事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、変更後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会福祉電話事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。